

24時間  
365日



カギのトラブル



ガスのトラブル



水廻りのトラブル



ガラスのトラブル




暮らしのトラブル




電気設備のトラブル

入居者サポート  
2年間24,000円(税込)  
1月あたり1,000円の安心!  
(サービスによっては別途費用がかかります)



下記の入居者サポートが受けられます

- ・カギのトラブル ・水廻りのトラブル
- ・ガラスのトラブル ・ガスのトラブル
- ・電気設備のトラブル ・安否確認サービス
- ・住環境に関するトラブル
- ・閉め忘れ確認サービス
- ・賠償時の折衝サポート
- ・宅急便の一時預かりサービス
- ・健康医療情報サポートサービス



下記は入居者サポートの対象外です

- ・建物共有設備におけるトラブル
- ・午後10時以降午前9時までの時間帯における破壊による開錠
- ・利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
- ・入居当初からの故障・破損に関するトラブル
- ・地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル ・降雪時の除雪等
- ・その他当社が不適切と判断した場合

※ 詳しい内容に関しましては裏面の入居者サポート規約をご覧ください。



hinode 株式会社日の出商事 tel.0554-43-5331

〒402-0054 山梨県都留市田原3-2-30 Alba Bills 1F A-1

<http://www.hinodesyouji.jp/>

第1章総則

第1条(適用関係)

1. この会員規約は、株式会社日の出商事(以下「当社」といいます。)が運営する入居者サポート(以下「本サービス」といいます。)の提供及びその利用に関して適用されます。(以下「会員規約」といいます。) 2. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます。)を設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一部を構成するものとし、この会員規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されます。

第2条(定義)

1. 「サービス対象物件」とは、当社が、本サービスを提供する住戸をいいます。 2. 「会員」とは、サービス対象物件に入居する方で当社所定の方法で申請し、当社が登録した個人をいいます。 3. 「利用者」とは、会員及び会員の親権者をいいます。

第3条(本サービスの利用)

1. 利用者は、この会員規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。 2. 会員は、会員の親権者による本サービスの利用に際して、会員の親権者にこの会員規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。

第4条(本サービスの料金)

1. 会員は本サービスの利用に関して、2,4,0,0,0円(消費税込)(以下「基本料金」といいます)を支払うものとします。 2. 基本料金の支払いに関して、会員は当社に対し、当社が別途定める方法にて支払うものとします。 3. 当社へ支払われた基本料金は、途中退会や資格取消その他理由の如何を問わず一切返金しないものとします。 4. 基本料金について、当社の運用上のやむを得ない事由が生じた場合、会員に対し事前に通知をすることで変更することができます。

第5条(有効期間)

1. 本サービスは対象物件の入居日をもって開始とし、賃貸借契約満了をもって終了します。但し、当該サービス対象物件を途中退会する場合には賃貸借契約が終了した日をもって終了とします。 2. 既に入居している住戸が新たにサービス対象物件となった場合には、当該住戸がサービス対象物件となった日をもって、本サービスの有効期間の開始とします。 3. 入居している住戸がサービス対象物件でなくなった場合には、当該住戸がサービス対象物件でなくなった日をもって、本サービスの有効期間の終了とします。

第6条(登録情報の変更)

1. 会員は、当社に届け出た連絡先やその他の情報(以下「登録情報」といいます。)に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとるものとします。また、登録情報の変更は会員の申し出により行います。 2. 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより会員が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第7条(利用資格の取消し)

利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は利用者の利用資格を取り消すことができるものとします。

(1)この会員規約又は諸規定の定め違反した場合 (2)不要な問合せや悪質なたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合 (3)暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人(いわゆる反社会的勢力)に属する、又は密接な関係を有する場合(4)その他、当社が利用者として不適切とみなした場合

第8条(個人情報)

1. 当社は、本サービスの利用等を通じて当社が知り得た利用者の個人情報(以下「利用者の個人情報」といいます。)について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。 2. 利用者は、利用者の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。(1)利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため(2)本サービスの運営上必要な事項を利用者に知らせるため(3)本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため(4)本サービスの利用状況や利用者の属性等に応じた新たなサービスを開発するため(5)関連サービスや商品の情報を提供するため 3. 当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に利用者の個人情報を取り扱わせることがあり、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。 4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は利用者の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。(1)個人又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合(2)裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合(3)当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合(4)当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第9条(規約の追加変更)

この会員規約については、追加変更場合は速やかに利用者に対して書面により通知するものとします。

第10条(免責)

当社は、本サービスの運営に関して故意又は重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償義務を負わないものとします。

第2章入居者サポートサービス

第11条(内容)

1. 利用者は、サービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用ダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るための情報提供又は現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。(1)カギの紛失・故障等、カギのトラブル 但し、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。(当社管理物件及び貸主より鍵の預かりがある場合には、合鍵で対応します。鍵の預かりが無い場合は、貸主に連絡を取り対応致します。但し、時間帯により貸主に連絡が取れない場合がございます。)(2)水廻りのトラブル(状況により電話による指示での対応及び翌朝の対応もしくは、緊急の場合の現場駆けつけ対応)(3)ガラスのトラブル(状況により電話による指示での対応及び翌朝の対応もしくは、緊急の場合の現場駆けつけ対応)(4)ガスのトラブル(状況により当社より取り次ぎを行い各サービス対象物件の契約プロパンガス会社の対応になる場合がございます。)(5)電気設備のトラブル(利用者が所有する家電製品及び備え付けの照明器具等の電球交換は対象外とします。)(6)悪質な訪問販売、不審者、騒音その他、居住環境に関するトラブル 2. 前項の現場駆けつけ対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。 3. 会員の親権者は、当社指定の専用ダイヤルを利用して、緊急時の入居者の安否確認サービスを受けることができます。(1)親権者からの依頼により、サービス対象物件に訪問し、チャイム・インターホン等を利用し安否確認を行います。(2)安否確認サービスの利用は原則緊急の場合のみとさせていただきます。(3)さらに前号の安否確認で確認が取れない場合は、状況により親権者の同意を得て警察官立会いのもと、室内の確認をおこないます。 4. 利用者は、外出及び帰宅時の戸締り及び電気・ガス・水道等の閉め忘れ確認サービスを受けることができます。(1)利用者からの依頼により、サービス対象物件の入室の同意を得た上で緊急時の戸締り及び電気・ガス・水道等の閉め忘れ確認を行います。(2)閉め忘れ確認サービスは原則緊急の場合のみとさせていただきます。 5. 利用者は、サービス対象期間中の貸主への賠償時の折衝のサポートを受けることができます。 6. 利用者は、サービス対象物件の不在時に宅急便の一時預かりサービスを受けることができます。(1)利用者より宅配業者に連絡を取って頂き、送り先を当社へ変更して頂く必要がございます。(2)荷物のサイズは100センチ(荷物の3辺の和が100センチ以内、重量10キロ迄)の1個とさせていただきます。(3)一時預かり期間は最大7日間までとさせていただきます。(4)一時預かりサービスは月に1回迄とさせていただきます。(5)お預かりできない荷物、現金、小切手、手形、株券その他の有価証券、クレジットカード、キャッシュカードなどのカード類再発行が困難な受験票、パスポート、車検証類、再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム類、犬、ネコ、小鳥などのペット類、毒物および劇物類、遺骨、位牌、仏壇 銃砲刀剣、花火、灯油、ガスボンベ、シンナーなどの発火性、引火性、揮発性のある物品または火薬類、一梱包の価格が30万円を超える荷物、不潔な物品など、他の荷目に損害をおよぼすおそれのある荷物、信書その他法令の規定または公序良俗に反する荷物、危険物等。(6)お預かり荷物にはいかなる場合も破損毀損等の不都合があった場合でも当社では補償いたしません。(7)7日間を過ぎても受け取りに來ない場合は、利用者による連絡の上、当社で荷物の処分をいたします。 7. 同条3項及び4項のサービスを利用する場合の利用者本人及び親権者1名の承諾書を提出して頂きます。また、同条3項及び4項のサービスを利用する利用者本人及び親権者1名の携帯電話を登録させていただきます。登録電話番号以外からは同サービスを原則受け付けません。

第12条(利用料金)

1. 利用者は、現場駆けつけを原則として無料で受けることができます。但し、60分を超過した作業の代金(超過10分ごとに1,620円(税込))については、利用者が別途実費を負担するものとします。また、対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金についても利用者が別途実費を負担する場合があります。 2. 利用者は、本サービスの対象に含まれない事項についても、現場駆けつけ作業員(以下「作業員」という。)と協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。 3. 現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別途有料(作業料金・部品代)でサービスを依頼することができます。 4. 当社は、前3項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、利用者はこれを承諾するものとします。

第13条(除外事項)

次の場合は入居者サポートサービスの対象外とします。(1)建物共有設備におけるトラブル(2)午後10時以降午前9時までの時間帯における破壊による開錠(3)利用者が所有する家電製品等に関するトラブル(4)入居当初からの故障・破損に関するトラブル(5)退去時の 原状回復に関するトラブル(6)地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル(7)その他当社が不適切と判断した場合(8)降雪時の除雪等

第3章健康医療情報サポートサービス

第14条(内容)

利用者は、健康・医療・介護等の生活上の問題について、医療機関、行政機関窓口等の紹介その他の相談を受けられる、健康医療情報サポートサービスを利用することができます。但し、このサービスは当社が治療診断行為を行うものではなく、また当社が直接トラブル解決を図るものではありません。

第15条(回数制限)

健康医療情報サポートサービスは、月に3回のお問い合わせまでが無料となります。

平成26年10月1日制定